

## 2 陳情第 10 号

2 陳 情 第 1 0 号	認可保育園の在園要件に関する陳情
付 託 委 員 会	文教子ども家庭委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和2年9月3日受理、令和2年9月16日付託
陳 情 者	新宿区大久保_____
<p>( 要 旨 )</p> <p>認可保育園に在園している子どもの在園要件について、次子以降の育児休業を両親が同時に取得した場合でも、在園児の在園が継続できるよう改正してください。</p> <p>( 理 由 )</p> <p>新宿区が男性区民の育児休業の取得を阻むことはあってはならないためです。</p> <p>現在「下の子が生まれ両親ともに育児休業を取得した場合、在園児は退園となる」運用となっており、これに基づき一度退園してしまった場合、在園していた保育園に戻るの定員の都合上大変困難です。父親が新たに生まれた子どもの育児休業を取得したくても、在園児が退園になってしまうことを考えた場合、取得を諦めざるを得ない。この規則は事実上「第二子以降は父親は育児休業を取得してはならない」という決まりに等しい。また、厚生労働省は男性の育児休業の取得を推進しているにもかかわらず、同じ厚生労働省の管轄である認可保育園を利用するにあたってこの規則が適用されることは、国の方針と一致していません。</p>	